

新型コロナウイルス感染症の影響に対する支援策

1.「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」(仮称)について

て(子ども家庭支援課)0854-40-1067

(1)対象世帯

- ①低所得のひとり親世帯
- ②その他低所得の子育て世帯

※その他低所得の子育て世帯の給付金については、現在、国において制度設計中

(2)支給対象者

○低所得のひとり親世帯

- ①児童扶養手当の支給を受けている者(申請不要)
- ②公的年金給付等を受けていることにより児童扶養手当の支給を受けていない者(児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回るものに限る。)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当の対象となる水準に下がった者

※①・②の対象者に係る時点については、追って国から示される。

※対象となる児童の範囲は、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(障がいがあるある児童については20歳未満)

(3)給付額

対象となる児童一人当たり一律 5,000 円

2.国民健康保険の傷病手当金及び保険料の減免について

○傷病手当金(支給期間延長)(市民生活課 40-1031・税務課 40-1034)

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者に対する傷病手当金の支給について

- ・現行制度適用期間:令和2年1月1日～令和3年3月31日
- ・延長期間:令和3年4月1日～令和3年6月30日

○保険料の減免(市民生活課 0854-40-1031・税務課 0854-40-1034)

(1)減免対象者

保険料の減免額は、次の①又は②のいずれかに該当するに至った世帯につき、それぞれの基準により算定した額とし、いずれの基準にも該当する場合は、減免額が大きいものを適用する。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病を

負った世帯

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入(以下「事業収入等」)の減少が見込まれ次のア～ウまでのすべてに該当する世帯

ア) 世帯の主たる生計維持者の事業収入等のいずれかの減少額が、前年の当該事業収入の額の3/10以上

イ) 世帯の主たる生計維持者の前年の総所得金額、山林所得金額、国民健康保険法施行令に規定する他の所得と区別して計算される所得金額の合計額が1,000万円以下

ウ) 減少することが見込まれる世帯の主たる生計維持者の事業収入等に係る所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下

(2) 減免対象となる保険料及び期間

令和3年度分の保険料で、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されているもの。

令和2年度相当分の保険料であって、令和2年度末に国保資格を取得したことにより、令和3年4月以降に普通徴収の納期限が到来するもの。

(3) 減免額について

雲南市の規定により算出

3.「生活費用給付金支給事業」について(健康福祉総務課)0854-40-1041

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、休業や失業による収入の減少により経済的に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯に対し、生活費を支給する。

(1) 対象者 : 申請日において「総合支援資金」の貸付を受けている者

・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ厚生労働省が設けた特例貸付の受付期間中(令和2年3月25日～令和3年6月末までの見込み)に貸付けを受けたもの。

(2) 支給額 : 申請日において当該世帯が貸付を受けている総合支援資金貸付額の25%以内(上限15万円)

(3) 受付期間 : 令和3年4月7日～令和4年3月31日

4.雲南市事業継続支援事業について(商工振興課)0854-40-1052

(1) 対象事業者

次の①②に該当する事業者で、令和3年1月から3月までのひと月の売り上げが、対前年又は前々年度の同月比20%以上減少した事業者。

① 飲食・宿泊サービス・旅客運送業

② ①以外の業種で令和2年度中に新型コロナ関連融資を受けるためセーフティネットの認定を受けた事業者。

(2) 給付金額

○20%以上50%未満減少した事業者 20万円

○50%以上減少した事業者 50万円

○加算金

- ・複数店舗を経営している事業者 20万円加算
- ・常時雇用従業員が5人以上の事業者 10万円加算
- ・常時雇用従業員が10人以上の事業者 20万円加算

※申請期間:令和3年4月中旬～6月末

以上が、4月7日議決した「市民の皆様、事業者の皆様への支援事業」についてでございます。
ご不明な点等ありましたら、梶谷よしひら又は担当課へお問い合わせください。